県営処分場エコグリーンとちぎ安全推進協議会の運営に関する要領

（目的）

第１条 この要領は、県営処分場エコグリーンとちぎに係る住民による処分場監視システムに関する要綱第２条第３項の規定に基づき、県営処分場エコグリーンとちぎ安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（所掌）

第２条 協議会は、県営処分場エコグリーンとちぎに係る環境保全協定（以下「協定」という。）第９条第１項の規定に基づき、県が報告を行うモニタリングデータ等（廃棄物の搬入及び埋立の管理結果、施設の運営・維持管理状況及び環境調査の結果等をいう。）について協議する。

（組織）

第３条 協議会の委員は、10 人以内とし、協定第８条第１項に規定する者のうち別表に掲げる者をもって組織し、知事が任命する。

（任期）

第４条 委員の任期は、３年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　会議は、原則として公開とする。

（事務局）

第７条 協議会の事務局は、栃木県環境森林部資源循環推進課に置く。

附 則

（施行期日）

１　この要領は、令和５(2023)年４月１日から施行する。

（要領の失効）

２　この要領は、エコグリーンとちぎの廃止の日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和８(2026)年 10 月５日から施行する。

別表（第３条関係）

協議会の委員	
地域住民	
	那珂川町行政区長連絡協議会会長
	那珂川町和見行政区長
	那珂川町小口行政区長
	那珂川町小砂行政区長
	那珂川町議会教育民生常任委員会委員長
学識経験者	
行政	
	栃木県環境森林部参事
	那珂川町住民生活課長